

## 電話番号・電話転送サービスに関する連絡会（第4回） 議事要旨

- 1 日時 令和4年3月11日（金）14時00分～15時54分
- 2 場所 Web会議
- 3 参加者 （一社）日本ユニファイド通信事業者協会、（一社）電気通信事業者協会、東日本電信電話（株）、西日本電信電話（株）、（株）NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、KDDI（株）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、楽天コミュニケーションズ（株）、総務省
- 4 オブザーバー 警察庁

### （1）転送電話サービスの提供における論点について（NTT東日本・NTT西日本）

番企室：不適正利用をするユーザーからすると、小売でもコラボ（卸）でも選べると思うが、利用停止は小売が多い実態に関し、小売とコラボの契約内容等の違いが影響しているのかなど、その理由について聞きたい。

NTT：小売での不適正利用の割合が高いように見えるが、分母が違う。小売での契約が圧倒的に多いため、一概には言えない。

### （2）電話転送役務に関するサービス提供形態と論点整理に対する考え方について（KDDI）

番企室：大口契約について番号数等による制約は難しいというご意見であるが、どのような対策なら効果的と考えるか。

KDDI：巧妙に偽ることもあるため、全てそれで解決するわけではないが、ユーザーの利用形態を把握するのは重要。また、取引相手の素性を調べることも有効だと思う。

番企室：利用約款の禁止事項のうち、事業者設備への過剰負荷や料金滞納以外は自身での判断が難しいとのことだが、それらを約款に書く意義をどのように考えるか。

KDDI：事業者としては通信内容を把握するわけにはいかず、多くは禁止事項への該当性を判断できない。しかし、禁止事項を明示することで、利用停止スキームに活用したり、ユーザーに意識してもらったりできるので、記載する意義はある。禁止行為を繰り返すユーザーを抱える卸先事業者に対し、根本から差し止めることができればよいが、現状ではそれは難しく、番号ごとの停止で対応するという認識。利用停止事由としての明示は重要と考えている。

### （3）電話転送サービス等の論点整理について（ソフトバンク）

番企室：卸先事業者での番号制度の遵守を求めているとのことだが、契約等で担保されているのか？

ソフトバンク：卸先事業者の約款でも定められている。

消行2課：説明において貴社の利用停止件数は少ないとの話があったが、自社として要因

を分析していれば教えて欲しい。

ソフトバンク：他社と比べて良い取組をしているという認識はない。結果的にこうなっただけかと考えている。

(4) 不適正な利用について（総務省）

質疑なし

(5) 意見交換

番企室：大口契約における相手方の確認や関係構築等について教えて欲しい。

楽天コム：トラヒックの観点では確認している。直販と販売代理店での契約があるが、直販なら顔が見える。代理店販売の場合では代理店で確認してもらう。利用用途を書面で確認するようなことまではしていない。

楽天モバイル：技術的な観点での利用形態は確認している。

NTT ドコモ：携帯電話の契約では、多量の回線契約が発生するときには利用用途や本人の確認等行う。

NTT コム：法人・大口での契約であれば、申込み時に与信情報などの照会を行っている。

大きなトラヒックが見込まれる場合はコンサルティングの上で契約することになっている。営業担当がつく場合は Face-to-Face で対応するし、Web 申込みの場合は担当者の記名等を求めている。代理店販売では、代理店で同様に対応するよう指導している。

JUSA：犯罪抑止等の観点から効果があるのであれば、利用の用途・形態を一定程度明らかにするなどの制約を設けることには賛成であるが、JUSA 会員事業者が回線設置事業者から回線・番号の提供を受ける場合、また、JUSA 会員事業者が他事業者に電話転送サービスを卸提供する場合に、提供側による優越的地位の濫用にならないように配慮する必要がある。

以上